

令和 6年 3月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇城市長 守田 憲史

市町村名 (市町村コード)	宇城市 (43213)	
地域名 (地域内農業集落名)	東海東地区 (小園、野添、田中)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月2日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、生姜栽培を経営する農家が多く存在する地域であるが、近年価格が不安定な状態となっており、安定した農業経営ができていない状況である。また農業後継者も少なく高齢化が進んでおり、働き手も不足している状況となっている。耕作放棄地の増加や有害鳥獣被害の増加なども懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

小規模基盤整備や農地バンクを利用し散在した農地を集積・集約するなどし、労力やコスト削減・販路拡大による収益増加を目指し、地域内の共同作業による労力不足を補う。
中山間直接支払等の事業を活用し農業用施設や遊休農地の保全管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	104 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	104 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員会を活用し、マッチング等を行い、中間管理機構を通じ契約することにより担い手への集積、集約を促進する
(2)農地中間管理機構の活用方針
集積・集約を実施するにあたり、活用していく
(3)基盤整備事業への取組方針
小規模基盤整備を実施することにより、集積し区画を広く確保する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域にあった生産方法を指導するなど、新規就農者等をフォローアップする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内に人材不足を解消するため、共同作業を実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

小規模基盤整備等により荒廃農地を減少させることにより有害鳥獣のすみかをなくす。
 中山間直接支払等の事業を活用し共同作業による保全管理を行う。